不利益処分に関する処分基準 個票

こども未来部 こども家庭センター

不利益処分の内容		栃木市産後ケア事業利用決定の取消し
根拠法令等及び条項		栃木市産後ケア事業実施要綱 第11条第1項第2項
	根拠条項	栃木市産後ケア事業実施要綱 第11条第1項第2項
	参考事項	
	設定等年月日	平成30年 3月 20日設定 令和 4年 8月 1日最終変更

【基準】

栃木市産後ケア事業実施要綱抜粋

(利用決定の取消し等)

- 第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の決定を取り消し、又は利用を中止させることができる。
 - (1) 利用者から利用の辞退の申出があったとき。
 - (2) 利用者が第3条各号に規定する事由に該当しなくなったとき。
 - (3) 利用者が事業の目的に反する行為をしたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が事業の利用が適当でないと認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により利用の決定を取り消し、又は利用を中止させるときは、 栃木市産後ケア事業利用決定取消(中止)通知書(別記様式第7号)により当該利用 者に通知するものとする。

処 分 基 進